

「大分県心不全包括ケアカンファレンス」 会則

総則

第1条（名 称）

本会は「大分県心不全包括ケアカンファレンス」と称する。

第2条（目 的）

本会の目的として、以下のミッション、ビジョンを掲げる。

1 ミッション

多職種による心不全包括ケアの質を高めることにより、心不全患者さんの QOL (Quality of Life) を向上させ、健康寿命の延伸に貢献する。

2 ビジョン

- ・多職種による心不全包括ケアの標準化、効率化および知識、技能の向上。
- ・患者さん、患者さん家族へのよりよい心不全治療の啓発。
- ・心不全多職種連携、地域連携の仕組みの構築。
- ・アウトカム指標（心不全再入院率等）を用いた心不全包括ケアの質評価と質向上。
- ・ICT を用いた心不全ケアの効率化、質向上への取り組み。

第3条（事 業）

本会は前条の目的を達成する為に、以下の事業を行う。

- 1 医療・介護・福祉等の関係者を対象とした講演会・ワークショップの開催。
- 2 市民を対象とした講演会の開催（市民公開講座）。
- 3 心不全包括ケアの連携体制構築。
- 4 心不全患者さんを対象にした啓発活動の普及。
- 5 アウトカム指標（心不全再入院率等）の作成とそれを用いた心不全包括ケアの質評価と質向上。
- 6 その他 本会が必要と認めた活動。

第4条（会 員）

本会の会員は以下の通りとする。

一般会員 本会の目的に賛同する、医療・介護・福祉従事者

団体会員 本会の目的に賛同する、病院、診療所等の医療機関、各種介護・福祉施設、各種団体、法人、企業、事業所

第5条（地 区）

本会（大分県全域）の中に効率的な心不全包括ケアの体制が構築できるように地

区を設置する。

この地区は、必要に応じて役員会の決定により細分化、統合される。

第6条（役員、評議員および事務局）

本会は次の役員および評議員（世話人）を置く。

1 役員

会長（一名）、副会長（若干名）、幹事（若干名）、事務局長（一名）、地区代表（各地区に一名）、地区医師会代表（各地区に一名）

2 評議員（世話人）

各地区に若干名置く。

3 地区代表、地区医師会代表、事務局

評議員（世話人）の中から、地区代表、地区医師会代表、事務局を1名選出する。兼任は妨げない。

4 役員、評議員（世話人）、地区の事務局の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長、副会長、幹事、事務局長は、地区代表、地区医師会代表、地区事務局との兼任を妨げない。

第7条（組 織）

1 本会は幹事会、役員会およびその下部組織として地区評議員会（世話人会）を設置する。

2 幹事会は、会長、副会長（若干名）、幹事（若干名）、事務局長で構成される。

3 役員会は役員で構成される。

4 地区評議員会（世話人会）は、各地区の地区代表、地区医師会代表、事務局、評議員（世話人）で構成される。

5 事務局は、事務局長、地区の事務局で構成される。本会の運営を補佐し、事業の執行を支援する。事務局長が事務局を統括する。

第8条（運 営）

1 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、必要な会議を招集する。

2 副会長は会長を補佐し、会の運営を行う。

3 事務局長は会の運営を補佐し、事業の執行を支援する。また、地区の事務局の活動を統括し、支援する。

4 地区の事務局は、地区での会の運営を補佐し、事業の執行を支援する。

5 地区代表は地区医師会代表とともに地区の運営を統括する。また、必要時に地区医師会代表とともに地区評議員会（世話人会）を招集し、施策の遂行を管理、支援する。

6 地区医師会代表は地区代表とともに地区の運営を統括し、施策の遂行を管理、

支援する。

7 地区の評議員（世話人）は地区での会の運営を運営し、事業を執行する。

8 幹事会は本会を統括し、第3条の事業に関する活動方針、施策の企画を行い、本会の運営状況の管理を行う。

9 役員会は本会の第3条の事業に関する活動、施策の遂行を支援し、遂行状況を管理する。また、各地区の運営を支援する。

10 地区評議員会（世話人会）は各地区で本会の運営を行い、事業を執行する。

第9条（事務局）

本会の事務局は大分大学循環器内科・臨床検査診断学講座内に置く。

（住 所）〒879-5593 大分県由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地

（TEL）097-586-6166

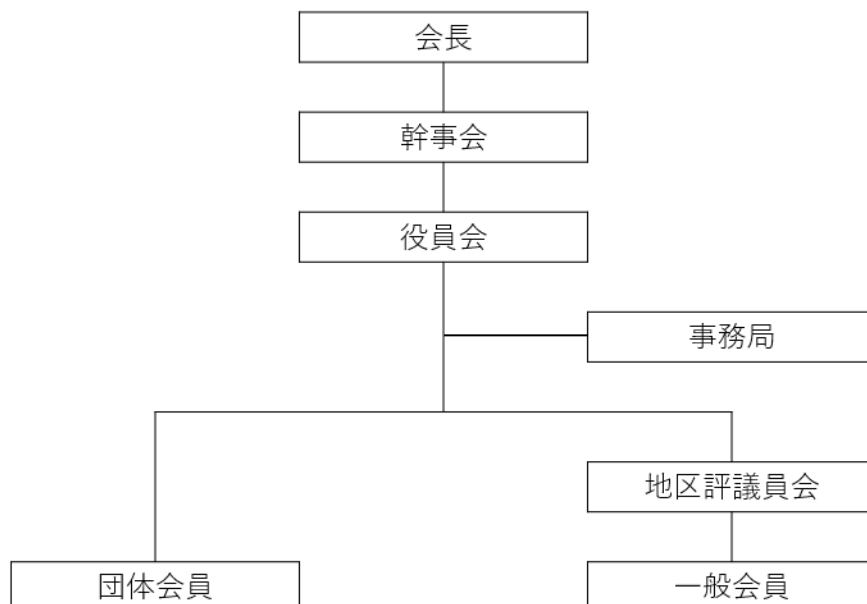
第10条（改正）

本会会則は役員会において改正することが出来る。

細則

第1条（組織図）

総則第7条（組織）により組織図を設定する。



幹事会（会長・副会長・幹事・事務局長）

役員会（会長・副会長・幹事・事務局長・地区代表・地区医師会代表）

地区評議員会（地区代表・地区医師会代表・地区の評議員・地区の事務局）
事務局（事務局長、地区の事務局）

第2条（地 区）

総則第5条（地 区）により9地区を設定する。

大分大学

大分地区（大分市・由布市）

別府地区（別府市・杵築市・日出町）

中津地区（中津市）

宇佐・高田地区（宇佐市・豊後高田市）

国東地区（国東市・姫島村）

日田・玖珠地区（日田市・玖珠郡）

豊肥地区（豊後大野市・竹田市）

県南地区（佐伯市・臼杵市・津久見市）

附則（施行日）

2019年4月1日 施行

2020年7月1日 改正